様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年 ６月５日

群馬県知事　山本　一太 様

提出者　　〒３７９－０１９５
住　所 群馬県安中市磯部２丁目１３番１号
氏　名 信越化学工業株式会社　群馬事業所
事業所長　　武藤　清之

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　０２７－３８５－２１２０

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	信越化学工業株式会社 群馬事業所 磯部工場
事業場の所在地	群馬県安中市磯部 ２－１３－１
計画期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業　　中分類：化学工業
②事業の規模	９６，３０９百万円
③従業員数	１，０３３人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１の通り

（日本工業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙２の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（ 令和７年度 ）実績】

産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
排　出　量	179 t	5,213 t

（これまでに実施した取組）
発生の抑制、削減に向けたプロセスの改善。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
排　出　量	171 t	4,954 t

（今後実施する予定の取組）
リサイクルを考慮したプロセス改善。
実施してきた排出抑制事項の維持継続。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
燃え殻・ばいじん・廃プラスチックを分別し再資源化処理業者へ処理委託を行い、最終処分量を削減する。また、廃油の分別で再資源化し廃棄物を削減する。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
廃油・燃え殻・ばいじん・廃プラスチックの分別で再資源化の維持継続。

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
16　t	20　t	709　t	70　t

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
15　t	19	673　t	68　t

木くず	金属くず	水銀使用製品	燃え殻
623　t	0.8	0.5　t	1,149　t

木くず	金属くず	水銀使用製品	燃え殻
588　t	2	0.5　t	1,100　t

ばいじん
1,462　t

ばいじん
1,450　t

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（ 令和７年度 ）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（ 令和７年度 ）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>3,347 t</td><td>343 t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>1,797 t</td><td>184 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
分別による再資源化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃プラスチック類</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>3,179 t</td><td>326 t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>1,701 t</td><td>175 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
発生抑制及び分別による再資源化の推進を図る。</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（ 令和７年度 ）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	170 t	179 t

（これまでに実施した取組）
再資源化できる優良認定処理業者に委託を行い埋立量を減らす。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	160 t	170 t

（今後実施する予定の取組）
分別を推進し再資源化処理業者への委託を行い埋立量を減らす。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（ 令和７年度 ）実績】

産業廃棄物の種類	廃油	汚泥
全処理委託量	179 t	1,696 t
優良認定処理業者への処理委託量	179 t	1,684 t
再生利用業者への処理委託量	－ t	12 t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t

（これまでに実施した取組）
優良認定処理業者と可能な限り再生利用業者への委託を行っている。

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	燃え殻	ばいじん
22 t	4 t	2 t

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	燃え殻	ばいじん
21 t	4 t	2 t

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
16 t	20 t	187 t	48 t
16 t	20 t	187 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

木くず	金属くず	水銀使用製品	燃え殻
623 t	0.8 t	0.5 t	1,145 t
－ t	0.8 t	－ t	1,145 t
623 t	－ t	0.5 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

ばいじん
1,460　t
1,460　t
－　t
－　t
－　t

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="4">【目標】
<table>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>廃油</td><td>汚泥</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>171 t</td><td>1,615 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>171 t</td><td>1,596 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>－ t</td><td>19 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
</table>（今後実施する予定の取組）
優良認定処理業者、再生利用業者に処理委託をする。また、委託先処理業者は定期的な現地確認を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
15 t	19 t	177 t	47 t
15 t	19 t	177 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

木くず	金属くず	水銀使用製品	燃え殻
588 t	2 t	0.5 t	1,096 t
－ t	2 t	－ t	1,096 t
588 t	－ t	0.5 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

ばいじん
1,448 t
1,448 t
－ t
－ t
－ t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

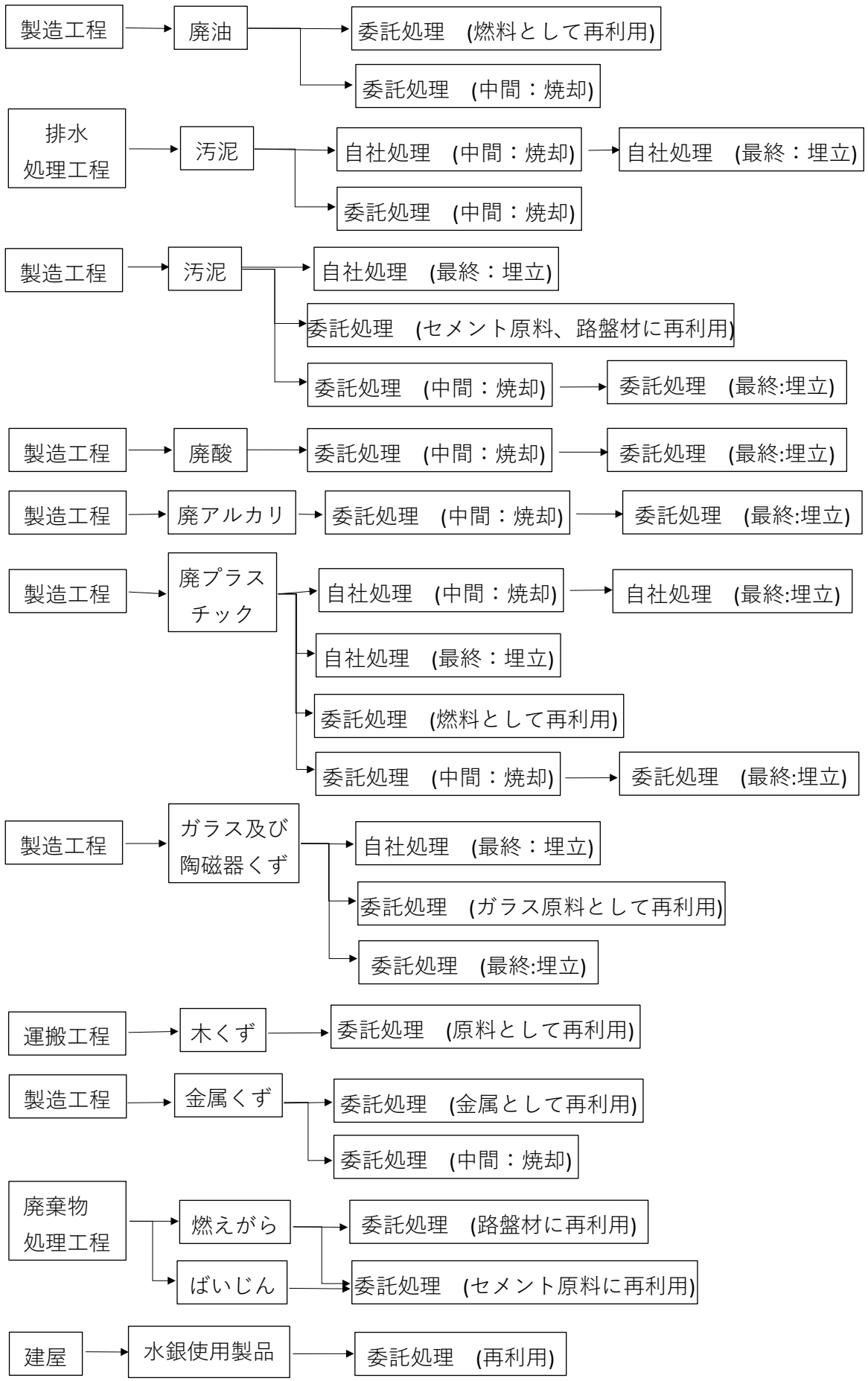
5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙 1

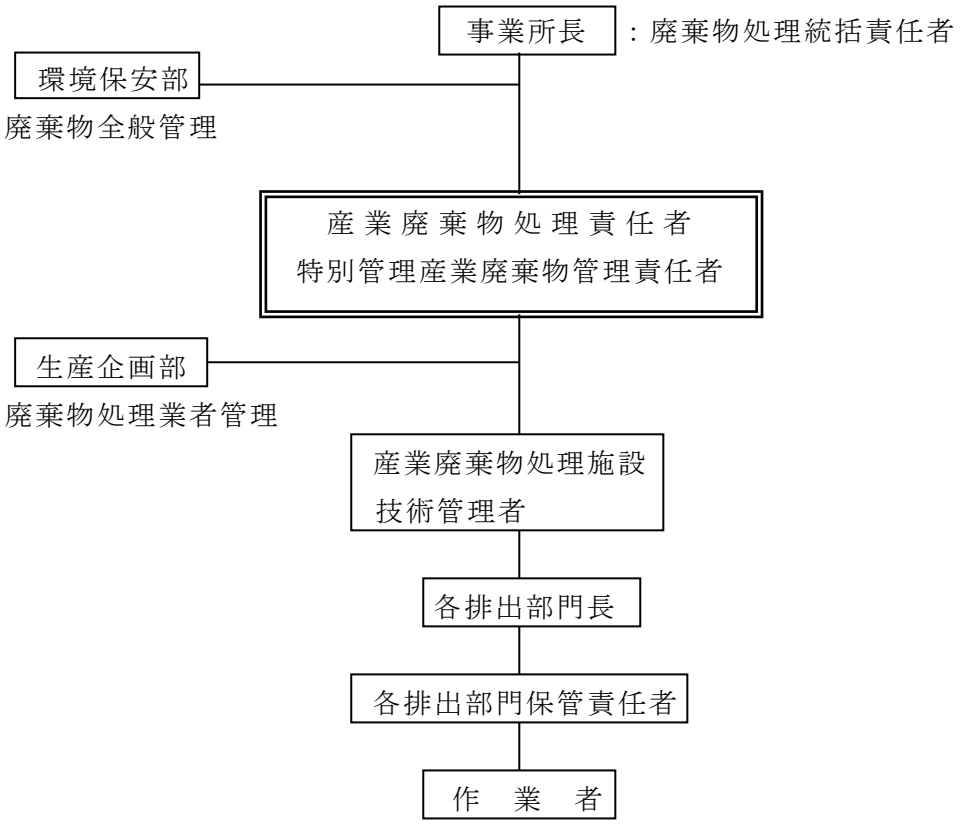
産業廃棄物の一連の処理工程



別紙２

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（１） 群馬事業所廃棄物管理責任者及び管理組織図



（２） 管理者等の役割

管　理　者		役　　割
廃棄物処理統括責任者		・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項の決定
産業廃棄物処理責任者		・廃棄物処理に関する検討会の開催（生産技術会議、管理委員会） ・産業廃棄物の処理（自社処理、業者処理）保管に関する事項及び、その他廃棄物関係法令で定める事項の管理・総括
特別管理産業廃棄物管理責任者		・特別管理産業廃棄物の処理（自社処理、業者処理）保管に関する事項及び、その他関係法令で定める事項の管理・総括
産業廃棄物処理施設技術管理者		・自社処理廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的事項及び廃棄物処理施設の維持管理に従事する従業員の教育・指導・監督・その他関係法令で定める事項の実施
廃棄物管理部門	ｼﾘｺｰﾝ第一製造部	・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理 ・場内廃棄物処理
	環境保安部	・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員・関連会社に対する教育・啓蒙 ・廃棄物処理業者の監査
	生産企画部	・処理業者、再生業者の調査、選定及び管理に関する業務総括 ・委託処理契約の締結 ・廃棄物処理業者の監査

磯部工場

別添　　令和7年度　　産業廃棄物処理状況

単位　t

廃棄物区分	廃棄物名称	発生量の目標	①産業廃棄物発生量	②自己直接再生利用量	③自己直接埋立処分量(自社埋立)	④自己中間処理量		⑤自己中間処理後残渣量(焼却灰)	⑥自己中間処理後自社再生利用量	⑦自己中間処理後(自社直接埋立処分量)	⑧直接委託及び自己処理後委託処分量	⑧業者委託処分量		
						脱水量	焼却量					再生利用量	中間処理量(再生以外)	最終処分量
廃油	廃油	295	179								179		179	
	小計	295	179								179		179	
汚泥	スラッジ	590	702								702		702	
	余剰汚泥	4,775	4,341				3,347				994	12	981	
	無機汚泥	215	171		170						1		1	
	小計	5,580	5,213		170		3,347				1,696	12	1,684	
廃酸	廃酸	18	16								16		16	
	小計	18	16								16		16	
廃アルカリ	廃アルカリ	38	20								20		20	
	小計	38	20								20		20	
廃プラスチック	MCくず	25	28								28		28	
	フレコン他	115	159								159		159	
	ゴム、シリカ	182	179		179						0			
	原料ビニ袋他	340	343				343				0			
	小計	662	709		179		343				187		187	
ガラス及び陶磁器くず	サンプル・ガラスビン	60	48								48			48
	ｶﾞﾗｽﾋﾞﾝ・陶器くず	6	22		22						0			
	小計	66	70		22						48			48
木くず	パレット木屑等	505	623								623	623		
	小計	505	623								623	623		
金属くず	屋敷・廃缶・電池	1.0	0.8								0.8		0.8	
	小計	1.0	0.8								0.8		0.8	
水銀使用製品	照明等	0.5	0.5								0.5	0.5		
	小計	0.5	0.5								0.5	0.5		
燃え殻	焼却灰									4	1,145		1,145	
ばいじん	飛灰									2	1,460		1,460	
合　計		7,165.5	6,831.5	0	371	0	3,690	0	0	6	5,375.5	635.9	4,692	48

磯部工場

別添　　令和8年度　　産業廃棄物処理計画

単位　t

廃棄物区分	廃棄物名称	①産業廃棄物発生量	②自己直接再生利用量	③自己直接埋立処分量(自社埋立)	④自己中間処理量		⑤自己中間処理後残渣量	⑥自己中間処理後自社再生利用量	⑦自己中間処理後(自社直接埋立処分量)	⑧直接委託及び自己処理後委託処分量	⑧業者委託処分量		
					脱水	焼却					再生利用量	中間処理量(再生以外)	最終処分量
廃油	廃油	171								171		171	
	小計	171								171		171	
汚泥	スラッジ	667								667		667	
	余剰汚泥	4,125				3,179				946	19	927	
	無機汚泥	162		160						2		2	
	小計	4,954		160		3,179				1,615	19	1,596	
廃酸	廃酸(洗浄廃液他)	15								15		15	
	小計	15								15		15	
廃アルカリ	廃アルカリ	19								19		19	
	小計	19								19		19	
廃プラスチック	MCくず	26								26		26	
	フレコン他	151								151		151	
	ゴム、シリカ	170		170									
	原料ビニ袋他	326				326							
	小計	673		170		326				177		177	
ガラス及び陶磁器くず	サンプル・ガラスビン	47								47			47
	ｶﾞﾗｽﾋﾞﾝ・陶器くず	21		21									
	小計	68		21						47			47
木くず	パレット木屑等	588								588	588		
	小計	588								588	588		
金属くず	屋敷・廃缶・電池	2								2		2	
	小計	2								2		2	
水銀使用製品	照明等	0.5								0.5	0.5		
	小計	0.5								0.5	0.5		
燃え殻	焼却灰								4	1,096		1,096	
ばいじん	飛灰								2	1,448		1,448	
合　計		6,490.0	0	351	0	3,505	0	0	6	5,178.0	607.4	4,524	47